

令和6年度認可外保育施設事故防止研修業務委託に係る企画提案募集要項

1 趣旨

この要項は、茨城県（以下「県」という。）が実施する「認可外保育施設事故防止研修業務」の業務受託者を選定するために実施する公募型プロポーザルに関して必要な事項を定めるものです。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務の名称

令和6年度認可外保育施設事故防止研修業務

(2) 委託業務の内容

別紙「令和6年度認可外保育施設事故防止研修業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

令和6年●月●日から令和7年3月31日まで

(4) 委託金額

上限額 3,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 公募型プロポーザル方式による業務受託者選定

業務受託者の選定は、公募型プロポーザル方式により行います。

業務の受託を希望する者は、以下のとおり企画提案を行ってください。

4 参加資格

本プロポーザルの参加資格は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。
- (6) 手形交換所取引停止処分を受けていない者であること。
- (7) 茨城県税及び地方法人特別税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (8) 過去5年間において、本業務と同種又は類似の業務実績を有する者であること。

- (9) 受託業務について十分な業務遂行能力を有し、適正な経理執行体制を有する者であること。
- (10) 個人情報適切に管理する能力・体制を有すること。
- (11) 公序良俗に反する活動を行っていないこと。

5 スケジュール

- (1) 質問の受付期限
令和6年4月26日（金）17時15分
- (2) 企画提案書等の受付
令和6年4月30日（火）17時15分（必着）
- (3) 企画提案の選定に係る審査委員会（書面審査）
令和6年5月上旬予定
- (4) 提案者への結果通知
令和6年5月上旬予定

6 企画提案にあたって提出する書類

「いばらき結婚・子育てポータルサイト」ホームページから次の各様式をダウンロードし、提出してください。

（ホームページ <http://www.kids.pref.ibaraki.jp/kids/kosodate/> ）

- (1) 企画提案書 （様式1） 1部
- (2) 宣誓書 （様式2） 1部
- (3) 提案者調査書 （様式3） 6部（1部正本とし、残り5部は複写で可）
- (4) 事業計画等を記した書面 6部（1部正本とし、残り5部は複写で可）

* 事業計画等を記した書面は任意様式ですが、以下の内容を盛り込んで作成してください。

- 1 業務遂行体制（事業のために必要な人員の配置、管理体制等）
- 2 全体の業務スケジュールについて
- 3 研修受講者の個人情報保護等の情報セキュリティ対策について
- 4 研修対象者に対する周知・申込受付・修了証の作成・送付方法
- 5 研修内容及び実施体制について
 - ①研修の開催候補会場及びその選定理由
 - ②研修内容（コンテンツ、資料等）講義内容
 - ③研修の講師の候補案や選定理由
 - ④研修実施体制について
- 6 過去5年以内の類似業務等の受託実績について

(5) 概算見積書

6部（1部正本とし、残り5部は複写で可）

* 概算見積書は任意様式ですが、内訳を記載し、詳細な経費の見積金額を記載してください。また、受講申請者数により変動する費用と、固定の費用を区別して記載してください。

* 選定にあたっては、記載された見積額に当該見積額の10%に相当する金額を加算した金額によるので、提案者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載してください。

なお、記載された見積額に当該見積額の10%に相当する金額を加算した金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた後に得られる金額により提案があったものとします。

7 企画提案の手続き

(1) 質問

令和6年4月26日（金）17時15分まで

当該事業および事業計画提案書等作成に関する質問がある場合は、11の問合せ先までFAX又はメールにて送付してください。

質問書は任意様式ですが、以下の項目を明記してください。

ア 団体の名称、部署名、担当者氏名、電話番号、FAX番号及びメールアドレス

イ 質問の表題、内容

質問に対する回答は、随時行います。

(2) 企画提案書等の提出

令和6年4月30日（火）17時15分まで

11の提出先まで提出してください。

提出は持参又は郵送等とします。ただし、郵送等による場合は、上記の期限までに必着することとします。

8 選定方法

審査委員会を設置し、以下の提案評価項目により、企画提案書等の提出書類による提案内容の審査を行います。

(1) 提案の評価項目

	審査項目	審査基準
業務遂行能力	(1) 業務実施体制	業務管理体制及び職員配置体制は適切か。
	(2) 業務に関する専門性	本事業の実施が可能と認められる知識や経験を有するか。
	(3) 関連業務の実績	関連する業務について十分な実績を有するか。
	(4) 法令順守体制	法令を遵守し、受講者の個人情報等を適切に取り扱うことができるか。
提案内容の評価	(1) 研修内容	各講座の内容は事業目的に沿ったものであり、総受講時間は6時間以上、1回当たり受講時間は30分以上となっており、受講者が必要な知識、技術の取得を効率的かつ効果的に習得し得る内容となっているか。
	(2) スケジュール及び受講期間	研修計画のスケジュールは無理のない妥当なものか。受講期間は、受講者が無理なく受講できるだけの期間となっているか。
	(3) 講師等	講師等は、研修目的や内容に関する専門知識や経験を有しているか。
	(4) 実施体制	研修の企画（コンテンツの作成等）、運営（受講状況の管理、質問の受付回答）、研修修了証の作成交付等の事業が円滑に実施できる人員が確保されるなど、実施体制は十分確保されているか。
	(5) 積算金額	仕様書に基づき適切な金額となっているか。

(2) 参加が無効になる場合

提出書類が以下の項目に該当する場合には、参加を無効とする場合があります。

- ア 参加資格を有しないもの
- イ 提出期限、提出先及び提出方法が適合しないもの
- ウ 提出された書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- エ 提出された書類に虚偽又は不正があったもの
- オ 委託料の上限を超えているもの

(3) 選考結果の通知

審査委員会の結果を踏まえ、選考結果を通知します。なお、選考後、業務受託者として決定した者の名称及び事業の概要を県のホームページで公表します。

9 業務受託者の選定後の手続き等

(1) 契約

県は、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）に定める随意契約の手続により、業務受託者として決定した者から見積書を徴し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとします。

業務受託者として決定された者が辞退した場合は、次点者と契約を締結することとします。

※ 企画提案の内容等については、県との協議により調整を行う場合があります。

(2) 契約保証金

契約保証金は、茨城県財務規則第138条第2項第6号の規定に基づき免除します。

(3) 委託料の支払い

委託料は、委託業務の終了後に提出される実績報告書に基づき、契約内容を確実に履行していることを確認した上で支払います。

委託業務を実施するにあたり必要がある場合は、業務受託者の請求により契約金額の90パーセント以内の額を概算払いすることができます。

(4) 再委託の制限

業務受託者は、委託業務を再委託することはできません。ただし、あらかじめ県の承認を受けた場合は、この限りではありません。

(5) 秘密の保持

業務受託者は、委託業務にあたり知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

10 その他留意事項

(1) 本プロポーザルに基づき生じた権利義務は、令和5年度当初予算が否決された場合には、その効力を失うものとします。

(2) 書類等の作成に用いる言語、通貨は、日本語、日本円とします。

(3) 本プロポーザルに関する説明会は実施しません。

(4) 本プロポーザル参加者は複数の提案の提出はできません。

(5) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は8(2)により参加を無効とするとともに、不利益処分を行うことがあります。

(6) 提出された書類の内容は変更することができません。

(7) 提出された書類は返却しません。

(8) 本プロポーザル参加に要する経費は、すべて参加者の負担とします。

(9) 委託契約の締結にあたっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）や茨城県財務規則をはじめとする諸規定が適用されます。

(10) 提出された書類は、選定以外の目的には、無断で使用しません。

(11) 選定後、参加者名及び選定結果は公表します。

11 問合せ先・提出先

茨城県福祉部子ども政策局子ども未来課 保育担当

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

(県庁舎行政棟 14 階北側)

電話：029-301-3243 (直通)

FAX：029-301-3269

Eメール：jifuku2@pref.ibaraki.lg.jp

受付時間は、平日(月～金)の8時30分～17時15分(12時00分～13時00分の間を除く)です。